

# 泉大津市財政再建計画（案）

泉大津市財政再建推進本部

## はじめに

本市の財政状況は、「平成13年度財政収支見通し」において、可能な限り現実的な視野に立ち、ルールで定められる算定基準により最も厳しい考え方をもちて推計したところ、財政再建準用団体、いわゆる赤字再建団体に転落するという危機的な財政状況となった。

この財政収支見通しでは、平成12年度の実質収支不足額2,169,000千円に、平成13年度の単年度財源不足1,484,000千円を加え、平成13年度実質収支不足額は、3,653,000千円となり、財政再建準用団体としてのボーダーラインである実質収支比率マイナス20%を超え、マイナス23.3%となる。あわせて平成14年度以降毎年度同額以上の多額の収支不足が生じる状況となる。

このような財政の危機的事態が生じたなかで、行政に課せられた責任と使命は、この財政の危機的事態を克服する確かな財政再建を図ることである。

このため、今日までの財政運営を総括し原因を究明したうえで、財政再建への具体的方策とその実施のプロセス等を明らかにした確かな財政再建計画を策定するものである。

そして、極めて厳しい財政状況に対応するためには、単に数字的要素に留まらず政策的分野における考え方を構造的に見直すとともに、財政の構造的改革の視点を盛り込んだ一定の行財政運営の方向等を示すものである。

# 目 次

本市の財政基盤

財政危機の原因の分析と総括

財政再建計画策定フロー

財政再建のフレーム

財政再建準用団体による再建と自主再建

計画の期間

財政再建の理念「行財政運営の構造改革」

個別計画事項

平成13年度縮減計画項目

平成14年度以降対応計画項目

主な事業についての考え方

今後検討を要する事項

今後の財政運営について

市有財産売却処分

第3次総合計画のあり方と財政再建計画との整合性

XI 計画の実現に向けて

## 本市の財政基盤

都市財政は、戦後の昭和26年頃に全国的に赤字が表面化し、年々増加の一途をたどり、昭和29年度の決算においては全国481都市のうち75%の都市が赤字財政となっている。

本市においても、昭和29年度決算ではジェーン台風や次々と来襲した風水害の復興費、六三制教育に基づく学校教育施設の整備費、土木事業費、市営住宅建設費、福祉施策に伴う事業費等の増嵩により8千万円の赤字となり、昭和31年度から昭和37年度の7ケ年の再建計画で、地方財政再建促進特別措置法による財政再建準用団体の適用を受けている。

その後、約10年が経過した昭和50年代からの財政状況をみると、財政構造の弾力性を示す経常収支比率では、昭和50年に105.5%になり、その後今日まで、昭和63年から平成4年までの5年間を除き、90%~100%台で推移している。この5年間はいわゆるバブル経済の中であって、我が国経済の最大の膨張時期で国・府をはじめ地方に至るまで財政状況が好転した時期である。また、財政運営の状況を判断する重要なポイントである実質収支において昭和59年に11億47百万円、実質収支比率で15.6%に至っており、財政構造は常に硬直した状況にある。

行政運営の自律性、安定性を図る尺度となる自主財源と依存財源をみると依存財源の比率が類似団体を若干上回るなど財政運営の自主性に課題があった。

一方、都市形成上からみると、第2次総合計画に位置付けているように地場産業都市として、また大都市近郊の住宅都市にあって、地域経済を支える地場産業の長期にわたる構造的不況下にある小規模な都市となっている。

このような状況からみると、今日、かつて経験のない不況下において、また国・府の財政危機と共に地方財政が戦後最大の危機といわれる状況のなかで、本市の財政は独自の要因も絡んでいるが財政基盤は脆弱であったといえる。

## 財政危機の原因の分析と総括

財政再建にあたっては、財政危機を招いた原因を究明し総括したうえで、これを踏まえて策定する必要がある。

本市の財政状況は、昭和30年代の財政再建準用団体の適用、昭和50年代当初からの財政硬直化、昭和60年代当初の健全化5ヶ年計画など、およそ10年単位で財政悪化を来たしている。こうした経緯の中で、過去概ね10年を遡り、施策・事業と財政の動向等を中心に分析を行い財政危機の原因を分析する。

平成3年から平成12年の10年間では、第1次、第2次総合計画に掲げている都市形成に係る大規模事業とこれに関連する投資的事業の推進がある。昭和49年策定の第1次総合計画では、既に、「泉大津駅東の再開発の強力促進」「道路と鉄道の立体交差化」「下水道の整備」を掲げ、昭和62年策定の第2次総合計画では、これらを具体的に位置づけ、長い間の都市課題となっており必要性の高い事業として進めてきた。また、これらの事業に関連して、都市計画道路泉大津駅南通り線、泉大津駅池浦線の整備、南海本線連続立体交差事業に関連して、松之浜駅東地区市街地再開発事業の推進、都市形成上重要な事業である幹線道路整備と用地の購入、そして、国の経済対策による下水道事業の増加などがある。こうした事業は昭和60年代から起動させており、この10年間で具体的に事業が進み、多額の事業費を要する事業が集中したものとなっている。

一方、社会情勢の変化や時代の変化による行政ニーズの多様化への対応として高齢社会の到来による老人保健福祉計画の推進、待機児童の解消を図る保育所の整備をはじめとして、行政に絶対的に求められた種々の福祉施策の増加がある。

また、市民の期待と要望の大きかった市立病院の整備、そして、昭和40年代に鉄筋コンクリート化を進めた学校教育施設及び人口の増加に対応する新設校等の施設が、築後約30年の経過に伴う施設の老朽化への対応等の集中がある。

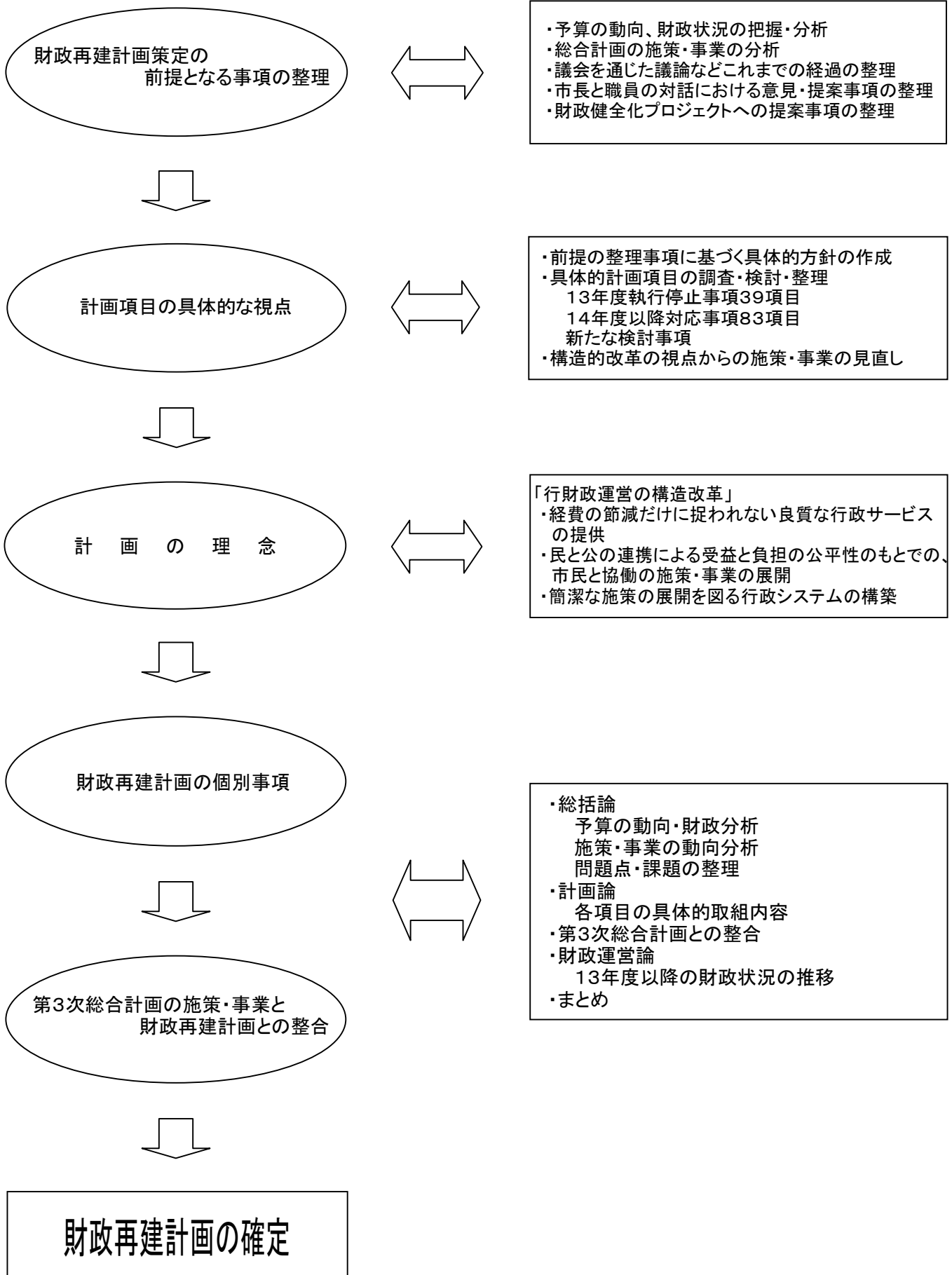
このように、都市整備、福祉、医療、教育など種々の分野での行政課題の膨張と行政として避けて通れない対応課題が集中した。そして、この間にはバブル経済とその崩壊という急激な変化を経験し、経済の極めて低下した状況となるなかで、行政が一度スタートさせた施策・事業を直ぐに停止することができず、財政運営に大きな陰りが表れることとなった。

このようなことを背景に財政運営上様々な結果が表れている。財政調整としての多くの基金の取崩であり、義務的経費や公債費の増嵩、とりわけ公債費の増嵩は一般会計では平成8年以降大幅なものとなっており、下水道事業会計においても膨大となるとともに、一般会計から事業会計への繰り出しも大きく膨れ上がっている。一方、歳入の確保においては、長引く景気低迷に伴う地域経済の停滞と数次にわたる減税により税収は伸び悩んでいる。また、経常収支比率が100%を超える結果となっており、財政の硬直化が大幅に進んだ。

このことは、施策の推進と財政運営において調整機能が低下したといわざるを得ない。財政運営としては、もともと脆弱な基盤の上であり、基金の取崩や義務的経費や公債費の増嵩がはじまったときには、行財政改革に着手しているが効果的な財政健全化のもとに対応すべきであった。

従って、今日の危機的な財政状況は、行政として避けて通れない対応課題の集中と要望やニーズに可能な限り対応した施策構造の転換の遅れ、施策の推進と財政運営の調整など種々多様な要素・要因が相俟って生じたものである。

# 財政再建計画策定フロー



## 財政再建のフレーム

本市の財政運営は、平成11年度、平成12年度に具体的な財政健全化計画を策定し取り組んできたところである。この財政健全化計画と平成13年度予算がスタートして間もなく極めて厳しい状況となった。この状況に対応するため、直ちに財政再建に向けての取組を始め、種々多様な検討を加えたところである。

平成13年度以降多額の収支不足が生じる財政再建への対応は、当然、平成13年度から措置する必要があるが、13年度は既に予算の確定と一部執行していることなどを踏まえた財政再建計画とする。

このため財政再建計画は、平成13年度を緊急対応策として計画し、平成14年度以降を本格的な再建計画とするものである。



## 財政再建準用団体による再建と自主再建

### 1 再建の方式

地方公共団体の財政が赤字に転落した場合に、財政を再建する方式として次の二つの方式がある。

#### 自主再建

地方公共団体が自力で赤字を解消し財政を再建する方式

#### 準用再建

地方財政再建促進特別措置法（以下「再建法」という。）に基づき同法を準用して財政を再建する方式。

### 2 準用再建団体

赤字の生じた地方公共団体のうち、再建法の規定を準用して財政の再建を行なう団体で、財政再建団体として再建を図るか否かは、赤字の生じた地方公共団体が自主的に判断して決定すべきものである。

前年度決算の赤字比率（実質収支 / 標準財政規模）が20%以上の市町村は、財政再建計画を策定して財政の再建を行なう場合でなければ、地方債の制限を受けることとなり、財政再建団体として準用再建を図ることとなる。

市町村は地方債の制限を受けると実質的に行政運営が困難となることから財政再建団体となる。

#### 準用再建団体の特例

- ・ 準用再建を行なう地方公共団体に対して、国、他の地方公共団体及び公共的団体その他これに準ずる団体は、財政再建計画の実施について、協力しなければならない。（再建法6条）
- ・ 一時借入金として政府資金の融通が認められ、かつ、その利子の一定部分が特別交付税により措置される。
- ・ 起債制限については、財政再建に盛り込まれた事業について解除（許可）される。

#### 財政再建計画

- ・ 総務大臣が指定する日現在により財政再建計画を定めなければならない。（再建法2条第1項）
- ・ 財政再建計画は、市長が作成し議会の議決を経て、総務大臣の承認を得なければならない。計画の変更についても同様である。
- ・ 総務大臣から再建計画の承認にあたって、必要な条件が付される。

- ・ 準用団体の予算は、再建計画に基づいて調製しなければならない。  
(再建法第3条)  
補正予算を編成する場合は、再建計画の変更が必要で同様の承認がある。また、収支に影響する計画の変更は認められない。  
財政再建計画の内容(再建法2条第3項)
  - ・ 再建の基本方針
  - ・ 再建に必要な具体的措置及びこれに伴う歳入・歳出の増減額
    - イ 地方税及びその他の収入について、徴収成績を通常以上に高めるための計画  
(課税捕捉の強化、使用料・手数料の引き上げ、財産の合理的な処分)
    - ロ 地方税及びその他の収入の滞納に係る徴収計画  
(徴収率の向上、滞納整理の促進等)
    - ハ 歳入と歳出とが均衡を保つことを目標とする経費の節減計画  
(類似団体と比較しての職員数の計画的な減員や給与の適正化、物件費の節減、建設事業の全体計画の作成と重点的・効率的執行、他会計繰出金の適正化、公債費の抑制等)
- 再建の期間  
指定日の属する年度及びこれに続く概ね7年以内に歳入と歳出の均衡が実質的に回復するよう定めることとしている。(再建法2条第3項)

### 3 本市の場合を準用再建団体に想定

- ・ 普通会計収支改善はもとより、病院会計、下水道会計、駐車場会計等を含めた、市全体の収支改善計画が必要となる。

(単位：百万円)

各会計	解消額	単年度解消額	
普通会計	3,653	522	÷7年
病院会計	1,049	100	1/3は企業努力÷7年
下水道会計	468		企業努力で解消、独自の健全化で対応
駐車場会計	340	49	÷7年
国保会計	190	27	÷7年

(計画期間は、7年で、歳入と歳出の均衡が実質的に回復するよう定める。)

## 財政再建計画作成基準

次の表については、本市の状況と府下・類似団体・国基準を示したものであり、財政再建準用団体の再建計画作成にあたり、検討しなければならない事項。

事 項	泉大津市	府下・類似 ・ 国基準	備 考
(1) 歳入			徴収成績を通常以上に高めるための歳入計画を策定する。
①市税制限税率への見直し			税率の引き上げ等により増収を図る。ただし、制限税率までの引き上げは義務づけられていない。
○法人市民税均等割	標準税率		制限税率： 標準税率×1.2
○法人市民税税割(資本金1億円以下)	12.30%		制限税率： 14.7%
○固定資産税	1.40%		制限税率： 2.1%
○軽自動車税	標準税率		制限税率： 標準税率×1.2
②市税標準税率の見直し			財政上の特別の必要があると認める場合は、これによることを要しない。
○市民税個人均等割	2,500円		
○市民税個人所得割	平均5.1%		
③市税徴収率の類似団体平均以上確保	⑪ 91.0%	⑪ 類団91.2%	滞納整理の促進等徴収計画を策定する。
			市税収入には、自然増収分を計上しない。
④地方交付税			原則として、普通交付税のみ計上する。
⑤使用料手数料等の引き上げ			類似団体等の最高料率まで引き上げを図る。
○保育所保育料国基準の引き上げ	⑪52.4%	国基準100%	
○保育所延長保育料	無料	府下月額 12,000円	
○幼稚園保育料の府下最高額へ	月額 7,000円	府下月額 11,000円	
○幼稚園入園料	3,000円	10,000円	
○住民基本検診一部負担金	無料	府下 1,300円	
○その他施設使用料等			必要経費との関係を考慮した引き上げを検討する。
○手数料			法定料率を確保
○減免制度の見直し			
⑥財産売却処分			合理的な処分計画を策定し、その収入は原則として経常経費の財源としない。
⑦市債			起債許可方針に基づき計上する。
(2) 歳出			歳入と均衡が保つことを目標とする節減計画を策定する。
①人件費			
○職員数	⑪ 602人	⑪ 類団607人	類団と比較して職員数の多い団体は減員措置を講じる。
			行政機構の簡素合理化、事務の集中管理等により職員の適正配置により増員を抑制する。

○給与水準の是正			国基準・類似団体並みに給与水準、給与単価を是正すること。昇給延伸等を考慮する。
職員給料 平均給料月額(普通会計)	① 381,366円	①類団 341,700円	
平均年齢(普通会計)	① 44.1歳	①類団 41.7歳	
ラスパイレス指数(13.4.1)	見込 102.7	国 100.0	
経常収支人件費比率	① 39.3%	①類団 32.4%	
○給料表の改正	6級制	国11級制	等級格付基準を国基準に是正する。
○定期昇給 56歳	18ヶ月昇給	国55歳 昇給停止	
58歳	昇給停止		
○初任給の引き下げ 大卒	5-10 189,000円	国5-10 189,000円	
高卒3号差	5-6 157,700円	国5-3 141,900円	初任給基準を国基準に是正する。
○調整手当の引き下げ	10%	国7%	14年度～6%(⑬府下全市10%)
○住居手当の引き下げ			
最低額	9,700円	国 0円	手当は国基準の範囲内とする。
最高額	33,200円	国 27,000円	
○通勤手当の引き下げ			
交通機関	全額支給	国最高 50,000円	
2km未満	2,000円	国 0	課税分
○時間外勤務手当基礎額見直し	基礎額 +7,500円	国基礎額	基礎額(給料+調整)
○退職特昇			
退職勧奨特昇	1号 アップ	国なし	
退職時特昇	1～3号 アップ	国1号アップ	
○特別職等報酬			
市長	890,000円	①類団 897,900円	類似団体等の額の範囲内とする。
助役	790,000円	①類団 764,700円	
収入役	700,000円	①類団 699,300円	
教育長	700,000円	①類団 672,600円	
市議会議長	610,000円	①類団 501,200円	
市議会副議長	580,000円	①類団 446,300円	
市議会議員	550,000円	①類団 417,700円	

②物件費等			
経常収支物件費比率	⑪ 9.9%	⑪類団 13.2%	管理部門に係るものは類似団体の規模以下に縮減する。
経常収支扶助費比率	⑪ 8.4%	⑪類団 6.5%	消費的経費(物件費・扶助費・補助費等)は、類似団体の最低水準とする。
経常収支補助費比率	⑪ 13.9%	⑪類団 11.0%	
1 市単独扶助費の見直し			
○身体障害者・知的障害者福祉金	年間@11～59千円		
○障害者施設入所見舞金	夏冬@17千円		
○福祉タクシー補助金	初乗月2回往復		
○外国人障害給付金	月2万円		
○敬老金	75歳@6、80歳@1万円		
○独居老人給食サービス民協委託	年2回		
○在日外国人高齢者福祉金	年間120千円		
○児童施設通園助成金	月11千円		⑬3人、⑮廃止
○老人医療市制度	段階廃止		
○乳幼児医療助成費	3歳未満児	⑬0歳児 通院府助成	⑭1歳未満児通院府助成
○各医療費入院時食事療養費	1日 780円		
○乳幼児医療費所得制限の導入	所得制限なし		
○生活保護世帯等夏冬見舞金	生保夏冬@17千円等		
○原爆被爆者見舞金	年間1万円		
○難病患者見舞金	年間43千円		
○母子家庭等見舞金	年間2万円		
○その他市制度の見直し			
2 事務事業の見直し			
○市営葬儀の廃止			
○給食業務の委託化			
○現業部門の委託化			
○幼稚園3歳児保育			

高齢者就労事業	退職不補充		
非核平和啓発事業			
ふれあいバス運行事業			
長寿園運営事業			
まちづくり対策事業			
市民プール運営事業			
留守家庭児童会運営事業			
市史編さん事業			
○その他事務事業の見直し			
③公共施設の見直し			類似団体の状況、施設の統廃合等を検討し極力節減を図る。
○保育所の民営化			
○幼稚園の民営化			
○分室等の整理			支所・出張所等の統廃合
○市民会館			
○織編館			
○勤労青少年ホーム			
○その他公共施設の見直し			
④補助金等			政令の制限枠内にとどめるとともに、不要不急のものについては減額や削減を行う。
○団体補助金の削減			
○事業補助金等の削減			
有価物集団回収助成金	5円/kg		
し尿汲取手数料補助金	月275円/人		
中小企業退職金共済掛金補助金	月500円/3年間補助		
大型店・緊急不況対策資金利子補給	期限3年間延長		
高校生奨学金、修学奨励金	月3,500円、年12千円		
市民研修施設利用助成金	2,000円/人		ミカタヒルズは1,000円
市税前納報奨金	～25千円1%、 25千円0.5%		

中学校英語指導助手派遣事業	中学校2学年×25週		
その他補助金等の見直し			
⑤建設事業費			計画期間中の主要事業は、特に緊急・義務的なものを計上する。
			建設事業の全体計画を策定し、盛り込まれた事業について起債許可する。
⑥繰出金の適正化			他会計の合理化の促進による適正化を図る。
○特別会計の経営改善合理化			公共料金の改定、経費の削減。
○基準外繰出の見直し			
⑦公債費の抑制	起債制限比率	⑪ 12.9	⑪ 類団9.4
			公債費の比率が類似団体より高い団体は、起債発行を抑制する。

### (1) 財政再建準用団体に対する措置

財政再建計画に基づく公共事業等の起債発行の制限解除（財政再建計画に盛り込まれている事業債のみ）

一時借入金の政府資金による融資斡旋。利子の一部を特別交付税措置計画に基づく勧奨退職手当と普通退職手当の差額の80%を特別交付税措置

### (2) その他の措置

#### 財政健全化債の発行

行政改革大綱等に基づき数値目標等を設定・公表して財政健全化に取り組んでいる団体で、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において許可される。ただし、財政収支の改善が一定期間内に確実に図れる場合の一時的な資金手当である。

普通会計事業債の充当率の引き上げ（原則100%・縁故・各々本債の償還期間）

#### 退職手当債の発行

起債をしないと赤字となる等財政状況が悪化している団体で、定数条例の改正により定数の削減が確実に見込まれる場合。

ただし、申請に当たっては、勧奨退職手当の特別昇給及び等級等国基準に是正するよう指導される。

定数減か実数減のどちらか少ない方の人数。原則勧奨退職者のみ。法適用企業・国保会計職員を除く原則25年以上の勤続の退職者。対象の額は、国と比較してどちらか低い額。充当率100%（5年償還・縁故）

( 3 ) その他起債制限措置 ( 起債許可方針等 )

起債制限比率 ( 過去 3 カ年平均 ) が 2 0 % 以上の場合

厚生福祉施設整備事業債及び一般単独事業債を制限。( 3 0 % 以上の場合 : 災害復旧事業債を除く建設事業債・用地先行取得債を制限 )

( 4 ) 赤字等の団体

赤字比率 2 0 % 以上の場合

財政再建計画 ( 財政再建準用団体 ) をたて、財政再建を行っている場合を除き、公共・公用施設のための建設事業債は許可されない。

赤字比率 2 0 % 未満の場合

その実情に応じ、将来の財政運営に及ぼす影響を考慮のうえ、状況により一般事業債の起債の額を制限する。

その他一般事業債の制限

市税の現年度分の徴収率が 9 0 % 未満、給与その他財政支出の状況が著しく適正を欠き、かつ、その是正のための必要な努力を払わない場合。

準用再建団体になると、歳入は国基準をもとに引き上げを図るとともに、その他は類似団体の最高料率、歳出は類似団体下の最低料率を指導される。

従って、税率の引き上げや使用料、手数料等は類似団体の最高額を求めたり、市が独自で行なっている事業の廃止、福祉医療費助成の国水準への引き下げなど市民生活に関わる多くの事業に多大の影響が出てくる。

従って、自主再建により進めるものである。



## 計画の期間

今日の厳しい経済情勢のもとでは、将来の展望も含めて予想が付き難く、期間を設定してすべての赤字解消を図ることは困難な状況にあることから、当面は、単年度の収支バランスを保ちながら、将来の見通しを立て累積赤字の解消を図るものとする。

従って、この財政再建計画において、当面、単年度収支バランスを保つ期間を平成17年度までの5年間と設定し、その推移を見定めながら対応を図るものとする。

財政再建への厳しい対応を図る期間は、単年度収支バランスの推移を見定め、赤字比率20%の準用再建団体を避けることができる約12%以下に減少させることを当面の目標とする。

## 財政再建の理念「行財政運営の構造改革」

本市は、昭和17年に市制施行以来、60周年の記念する時を迎えた。この間には戦後の混乱から高度成長と低成長、そして近年の膨張拡大ときわめて急激な低下を経験するなか、今日まで幾多の試練と困難を克服し、その歴史を刻んできた。

今、未曾有の経済の低迷が長引くなか、地域経済の停滞と急速な少子高齢化、時代を背景とした複雑・多様な都市問題等への対応が求められるなか、財政は最大の危機に直面した。

この危機を脱却するためには、長い間の歴史と共に培ってきた都市としての知恵と工夫を生かし、財政の構造的な改革を進めるとともに、合理的な行財政運営のもとで再び泉大津を活気のあるものとしなければならない。

準用再建は、行財政の運営等に関し、その中心的なものは総務大臣の許可を必要とし、正に国の管理下に置かれ、自治体としての責務が果たせなくなる。

このような数々の影響等を勘案し、自治体としての主体的な自治能力の発揮と責任を果たすとともに、確固たる自主再建への対応が図れるよう「行財政運営の構造改革」を理念とし、単に財政的に削減効果を数値的に求めるのではなく、新しい行財政運営の方向を示すものとする。

そのための目標としては次のとおりである。

- ・ 経費の節減だけに捉われない良質な行政サービスの提供
- ・ 民と公の連携による受益と負担の公平性のもとでの、市民と協働の施策・事業の展開
- ・ 簡潔な施策の展開を図る行政システムの構築

## 個別計画事項

平成13年度縮減計画項目

平成14年度以降対応計画項目

主な事業についての考え方

今後検討を要する事項

## 平成13年度縮減計画項目

平成13年8月に策定した「財政収支見通しと財政運営について」に掲げた個別項目を基本に、平成13年度緊急対応策として計画したものである。

(単位：千円)

<u>対応を必要とする額</u>	<u>950,000</u>
縮減見込額	368,342
基金運用	398,000
<u>起債等の申請</u>	<u>200,000</u>
合計	966,342

平成13年度縮減計画項目

1. 行財政の効率化
2. 市民との協働による開かれた市政の確立
3. 簡素で機能的な行政システムの構築

1.行財政の効率化

(単位:千円)

事務事業の見直し	ア. 視察等旅費、事務経費の削減	20,312
	イ. 常任委員会視察旅費等の見直し	4,694
	ウ. 行政委員会行政視察の見直し	1,197
	エ. 職員作業服貸与の見直し	108
	オ. 電子計算委託料の見直し	8,820
	カ. 防災備蓄物資購入の見直し	470
	キ. 税務不動産鑑定委託料の見直し	808
	ク. 職員採用身体検査手数料の休止	325
	ケ. 職員英語研修委託料の見直し	370
	コ. 織編館収蔵品展の休止	1,200
	サ. 公園台帳作成業務委託の一部見直し	2,500
	シ. 緑化講習会の廃止	134
	ス. 草花見本園植え替え・公共施設苗配付の廃止	1,453
	セ. 大津川緑地整備事業等の節減	1,000
	ソ. 市営住宅屋外屋内排水管清掃業務委託の節減	612
	タ. 土木交通量調査委託の見直し	500
	チ. 泉大津中央線墓地使用权調査委託料の削減	3,300
	ツ. 自治体管路設備整備委託料の節減	3,000
	テ. 細街路整備事業の節減	2,505
	ト. 道路補修事業の節減	810
	ナ. 水路改修事業の節減	3,300
	ニ. 簡易火災速知器の見直し	111
	ヌ. 消火栓施設負担金の見直し	600
	ネ. 教育委員会表彰記念品の廃止	91
	ノ. 生涯学習セミナーの廃止	129
	ハ. やまびこキャンプの見直し	242
	ヒ. こども人形劇場の廃止	75
フ. 女性セミナーの廃止	208	
ヘ. 市民劇場の廃止	500	
ホ. スキー教室の廃止	358	
	<b>59,732</b>	

2. 市民との協働による開かれた市政の確立

(1) 受益と負担の関係 200	研修会バス借上料の見直し	200
(2) 補助金の適正化 450	ア. 地域経済対策(協)負担金の見直し	200
	イ. 地場産業振興対策連絡(協)負担金の見直し	150
	ウ. 繊維産廃対策(協)負担金の見直し	100
(3) 市民との協働による 市政の推進 173	墓地内除草作業委託料の一時休止	173

3. 簡素で機能的な行政システムの構築

(1) 人事・給与制度の見直し 172,237	ア. 特別職等の人件費の削減	1,900
	イ. 職員人件費の抑制	170,337
(2) 健全化財政の推進 135,550	ア. 土地開発公社貸付金のとりやめ	4,150
	イ. 特別会計繰出金の見直し	131,400

平成13年度縮減見込額計

368,342

4. 新たな追加項目

市議会議員手当て の見直し 7,319	市議会議員期末手当の削減	7,319
---------------------------	--------------	-------

## 平成14年度以降対応計画項目

平成14年度以降を本格的な再建計画とするものである。

平成14年度以降対応計画項目

1. 行財政の効率化
2. 市民との協働による開かれた市政の確立
3. 簡素で機能的な行政システムの構築
4. その他

(単位:千円)

1. 行財政の効率化

		14年度	15年度	16年度	17年度	計
① 事務事業 の 廃止 等	ア. 新聞購読等の廃止	561	561	561	561	2,244
	イ. 一泊研修会バス借上料の廃止	1,010	1,010	1,010	1,010	4,040
	ウ. 周年記念事業等の当分の間休止					
	エ. 環境とまちづくりフェアの負担金支出の休止	900	900	900	900	3,600
	オ. 健康まつり、桜まつり等イベント事業の休止	2,350	2,350	2,350	2,350	9,400
	カ. スキー教室・市民劇場・ロックバトルIN泉州実行委員会事業の中止	1,858	1,858	1,858	1,858	7,432
	キ. 教育キャンプ場開設の廃止	3,567	3,567	3,567	3,567	14,268
	ク. 結婚・出生記念樹配付の廃止	325	325	325	325	1,300
	ケ. 条南小学校プール一般開放の廃止	786	786	786	786	3,144
	コ. 施設入所見舞金の廃止	1,907	1,945	1,983	2,022	7,857
	サ. 母子・父子家庭見舞金の廃止	13,000	13,000	13,000	13,000	52,000
	シ. 難病患者見舞金の廃止	15,050	15,050	15,050	15,050	60,200
	ス. 原爆被爆者見舞金の廃止	500	500	500	500	2,000
	セ. 生活保護世帯・結核入院患者夏期歳末見舞金の廃止	1,445	1,445	1,445	1,445	5,780
	ソ. 敬老金の廃止	34,250	35,826	37,474	39,198	146,748
	タ. 身障・知的福祉金の廃止	55,906	58,400	61,013	63,750	239,069
	①身体障害者福祉金	(45,864)	(48,157)	(50,565)	(53,093)	(197,679)
	②知的障害者福祉金	(10,042)	(10,243)	(10,448)	(10,657)	(41,390)
	チ. 市単独扶助費等の見直し	30,884	39,797	5,860	0	76,541
	老人医療医療助成事業(市単独分)の廃止	(30,884)	(39,797)	(5,860)	(0)	(76,541)
ツ. 交通災害共済事業の廃止						
(1) 事務事業 の見直し	ア. 新規事業の抑制	212,252	902,301	53,024	△ 20,225	1,147,352
	①新戎小学校事業の見直し	(232,477)	(922,526)	(73,549)	(0)	(1,228,552)
	②消防施設整備5ヵ年計画の見直し	(300)	(300)	(0)	(300)	(900)
	③高齢者のインフルエンザ予防接種	(△20,525)	(△20,525)	(△20,525)	(△20,525)	(△82,100)
	イ. 南海中央線の北伸事業の極力抑制	7,900	△ 12,800	79,300	80,300	154,700
	ウ. 泉大津中央線整備事業の凍結					
エ. 公営住宅建替事業の凍結						
オ. 新設小学校の屋内運動場の休止						



② 事 務 の 効 率 化	カ. 小・中学校大規模改造事業の休止	△ 100,000	△ 100,000	△ 100,000	△ 100,000	△ 400,000	
	① 戎小学校大規模改造事業	(△ 50,000)	(△ 50,000)	(△ 50,000)	(△ 50,000)	(△ 200,000)	
	② 宇多小学校大規模改造事業	(△ 50,000)	(△ 50,000)	(△ 50,000)	(△ 50,000)	(△ 200,000)	
	キ. 長寿園改修事業の当分の間休止	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000	
	ク. 道路・水路・公園・小・中学校・幼稚園等施設補修工事費等の縮減	3,300	3,300	3,300	3,300	13,200	
	ケ. 細街路整備事業の縮小	2,445	2,505	2,445	2,505	9,900	
	コ. 織編館の見直し	2,374	2,374	2,374	2,374	9,496	
	① 織編館の見直し						
	② 収蔵品展の休止・ハイビジョン等の見直し	(2,374)	(2,374)	(2,374)	(2,374)	(9,496)	
	サ. 乳幼児医療費助成の所得制限の導入						
	シ. 奨学金、修学奨励金の見直し	54	1,398	2,640	2,820	6,912	
	ス. 中小企業事業幹旋融資預託金・繊維関係団体等事業融資預託金の縮小						
	セ. 勤労者住宅資金等預託金の縮小						
	ソ. その他プラスチック収集業務の導入延期						
	タ. 米消費拡大対策事業の当分の間休止	90	90	90	90	360	
	チ. 庁舎(出先機関)の清掃業務の見直し	6,831	7,097	7,366	7,637	28,931	
	ツ. 調査業務委託料の休止	11,167	19,122	1,620	17,056	48,965	
	テ. 交通量調査委託の休止	0	500	△ 500	0	0	
	ト. 電算委託料の見直し	13,820	22,020	△ 4,800	△ 2,800	28,240	
	ナ. 定期的な視察及び行政委員会の行政視察の当分の間休止	5,171	3,402	3,679	3,402	15,654	
	ニ. 高齢者就労事業の見直し						
	ヌ. 府費事業も市費負担の多いものは実施しない						
	ネ. 堺泉北港ポートサービスセンタービル賃貸料の削減	5,903	5,903			11,806	
	ノ. 図書館用図書購入費の見直し	3,131	3,131	3,131	3,131	12,524	
	ハ. 放置自転車指導・警告業務委託の見直し	3,712	3,712	3,712	3,712	14,848	
	ヒ. 扶助費にかかる事業費の見直し	△ 3,124	22,278	41,362	47,651	108,167	
	フ. さらなる事務事業の見直し	34,406	37,771	45,936	51,161	169,274	
	(2) 民 間 委 託 の 推 進	ア. 平成14年度より市営葬儀の委託化	△ 4,697	△ 1,694	1,008	3,510	△ 1,873
		イ. 平成14年度より市民会館の一部休館と使用料の見直し	14,700	56,000	56,000	56,000	182,700
		ウ. 直営業務の民営化					
エ. 公立保育所の民営化(平成15年度より)		0	51,663	51,663	51,663	154,989	
オ. 公立幼稚園の統廃合・民営化(現行施設を利用しながら平成15年度より)							
カ. 戎小給食センターの民間委託等給食業務(学校・保育所・病院)の委託化							
キ. ポンプ所・処理場等の委託化							
ク. 現業部門の委託化							

2. 市民との協働による開かれた市政の確立

(1) 受益と負担の適正化	ア. 各種使用料・手数料の見直し					
	イ. 平成14年度より保育所保育料の引き上げと延長保育料の徴収	40,398	41,224	42,071	42,938	166,631
	ウ. 幼稚園保育料の引き上げ	0	24,000	24,000	24,000	72,000
	エ. 公立幼稚園就園奨励事業の見直し	6,173	6,173	6,173	6,173	24,692
	オ. 保健事業住民検診の一部有料化	21,995	22,552	23,109	36,475	104,131
	カ. 市営住宅使用料の見直し					
	キ. 平成14年度より公園使用料(野球場・グラウンド)及びプール使用料の見直し	9,302	9,302	9,302	9,302	37,208
	ク. 平成14年度よりテニスコート使用料の見直し	950	950	950	950	3,800
	ケ. 平成14年度より体育館使用料及び減免規定の見直し	1,560	1,560	1,560	1,560	6,240
	コ. 青少年ホームの運営の見直し、使用料及び減免規定の見直し	6,024	6,024	6,024	6,024	24,096
	サ. 平成14年度より教育研究所の文化連盟及びシルバー人材センターに対する使用料徴収	240	240	240	240	960
	シ. ごみの有料化					
	ス. 平成14年度より社会教育施設各種講座の有料化					
	セ. 会館使用料等減免措置の見直し					
	ソ. 福祉農園の有料化					
	タ. 法律相談の有料化					
	チ. 市税収入の確保を図る					
	ツ. 前納報奨金の廃止	0	46,818	47,754	48,709	143,281
	テ. 国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ(平成15年度より)					
	(2) 補助金の適正化	ア. 団体補助金の20%削減の追加と小規模補助金の整理	19,835	19,835	19,835	19,835
イ. 厚生会補助金の見直し		696	696	696	696	2,784
ウ. その他の補助金助成金負担金等の見直し		5,038	5,038	5,038	5,038	20,152
エ. 繊維産廃対策協議会負担金の当分の間休止		200	200	200	200	800
オ. 直営施設を民営化する場合、経営に対する補助金は交付しない						
(3) 市民との協働による市政の推進	ア. 泉大津カーニバル事業助成金の見直し	13,500	13,500	13,500	13,500	54,000
	イ. 泉大津駅西まちづくり、浜街道整備の抑制					

3. 簡素で機能的な行政システムの構築

(1) 組織機構の簡素化・合理化・定数管理の適正化	ア. 職員数の削減(臨時職員を含む)	187,555	173,297	207,039	289,193	857,084	
	イ. 府からの派遣職員受入の休止	18,410	18,410	18,410	18,410	73,640	
(2) 人事・給与制度の見直し	ア. 特別職等の人件費の削減	11,480	11,718	6,056		29,254	
	イ. 職員人件費の抑制	331,067	332,842	314,112	314,112	1,292,133	
(3) 保有土地の活用	ア. 普通財産の有効活用と処分						
	イ. 道路・水路維持等現業部門の委託化とあわせて分室を廃止し、跡地を売却する						
(4) 健全財政の推進	ア. 土地開発公社貸付金の休止	8,250	8,250	8,250	8,250	33,000	
	イ. 特別会計等繰出金の見直し	① 交通災害共済事業特別会計繰出金の廃止	(6,605)	(6,816)	(7,034)	(7,259)	(27,714)
		② 国民健康保険事業特別会計繰出金の削減	(800)	(0)	(800)	(0)	(1,600)
		③ 介護保険事業特別会計繰出しの抑制	(49,478)	(56,826)	(63,605)	(71,569)	(241,478)
		ウ. 国保会計基準外繰出しの停止	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
	エ. 泉北環境整備施設組合負担金の削減要望	50,000	50,000	50,000	50,000	200,000	
	オ. 泉北水道企業団負担金の停止	3,285	3,285	3,285	3,285	13,140	
	カ. 下水道事業会計繰出しの抑制	50,000	50,000	50,000	50,000	200,000	
	キ. 内科救急医療に伴う、病院事業会計への繰出し金の削減	91,866	97,285	102,919	109,262	401,332	
ク. 公債費の抑制	2,000	9,000	19,000	33,000	63,000		

4. その他

そ の 他	企業誘致促進に関する条例により、産業の振興及び雇用機会の拡充と財源の確保を図る					
-------	---	--	--	--	--	--

今後の対応策見込額計	14年度	15年度	16年度	17年度	計
	1,340,441	2,243,234	1,471,994	1,549,589	6,605,258

5. 新たな追加項目

市議会議員定数の見直し	市議会議員定数2名減員による削減	0	20,053	21,258	21,258	62,569
-------------	------------------	---	--------	--------	--------	--------

## 主な事業についての考え方

- ・ 新設戎小学校整備事業
- ・ 病院事業会計への繰出について
- ・ 南海中央線北伸事業
- ・ 泉大津市中心市街地活性化基本計画
- ・ 泉大津市地域新エネルギービジョン
- ・ 早期退職者の増加に伴う退職手当について

## 新設戎小学校整備事業

### 事業の概要

現戎・宇多小学校は、いずれも建築後30年以上が経過し、施設が老朽化しているとともに、児童数が減少していることから、学校小規模化等の問題を解消し、優れた教育環境を提供するため両校の統廃合を行い、新設小学校を建設するものである。

### (施設概要)

- ・校舎 6,805㎡(RC4階) ・プール附属施設 143㎡
- ・給食センター 1,155㎡

### 今後の事業の進め方

財政状況と建設事業に係る財源調整など、あらゆる角度から検討した結果、新設小学校建設の1年先送りを改め、今後の財政状況の推移を見据えたうえで着手する。

現戎・宇多小学校の施設の老朽化については、改修事業で対応を図るものとする。

平成13年8月策定の「財政収支見通しと財政運営について」において見込んでいた戎小学校跡地の売却処分益については本計画から削除する。

新設小学校の設計成果品については、基本的に活用するものとする。

### 一般財源の推移

(単位：千円)

項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
新設小学校 建設事業費	232,477	922,526	73,549	
戎小学校跡地 売却処分益			700,000	
戎・宇多小学校 大規模改造事業費	100,000	100,000	100,000	100,000

## 病院事業会計への繰出しについて

市立病院の内科系救急医療については、慎重に検討を行ったところである。

この事業の存廃については、単に繰出しによる財政的な数値によって判断するのではなく、市立病院の役割と使命を果たす機能を中心に検討し、地域の基幹病院としての重要性を勘案し継続実施するものとする。

財政上の措置は、救急に伴う交付税措置額については、病院事業会計への繰出しを行うものであるが、これに関する他の経費については経営努力において対応するものとする。

(単位：千円)

項 目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事業費	131,866	137,285	142,919	149,262
繰出金 (交付税分)	40,000	40,000	40,000	40,000

## 南海中央線北伸事業

### 事業の概要

南海中央線は、都市の骨格となる広域幹線道路として国が定める新道路5箇年計画に基づき重点的に整備推進すべき事業として位置付けられ、事業認可を取得している。

(事業内容等)

- ・延長 1,104m ・幅員 25m ・収用予定面積 約 22,976 m<sup>2</sup>
- ・補償 約 54 件
- ・事業認可期間 平成 11 年 12 月 17 日～平成 18 年 3 月 31 日

### 今後の事業の進め方

本事業については、都市基盤整備の根幹をなす事業であることから、その必要性、また法的な面から財政状況を見定め事業を進めていくものとする。

### 極力抑制方針

今後の進め方としては、事業の極力抑制の方向を示してきたが、この度極力抑制の範囲を明確にすることとし、補助基本額をベースに最小限の範囲で推移させることとする。

これは、平成 12 年度から 14 年度までの土地開発公社の先行取得分の買戻しを中心に、交渉熟度の高いものから継続する。

### 一層の優先順位の選定

事業の効果を高めるため、これまでも事業区間を 3 工区に分割し着手することとしていたが、一層の優先順位を選定する必要がある。

その方針としては次のとおり

- ・交渉熟度に応じた優先順位の選定
- ・事業地の活用形態による優先順位の選定
- ・想定される買収額による優先順位の選定（最少額のものから）

優先順位を選定にあたっては、客観性を有する方策を検討する必要がある。

一般財源の推移

(単位：千円)

項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事業費	436,400	454,200	104,200	104,200
一般財源	94,100	67,800	26,700	26,700



## 泉大津市中心市街地活性化基本計画

### 基本計画策定の背景・実施の必要性

近年多くの都市において、大型店の郊外立地、消費者のライフスタイルの多様化、車社会の進展などの影響を受け、中心市街地の空洞化が進展しており、本市においても、発展を担ってきた泉大津駅西地区を中心に衰退傾向が深刻化している。

こうした中、本市として、行政と市民の協働作業でコミュニティの再生を軸とした高齢者をはじめとする車社会の恩恵を受けることの少ない市民にとっても住みやすい豊かな生活空間の再生を目指す構想を示した「泉大津市中心市街地活性化基本計画」を策定した。

この計画は、地方分権時代に、自治体の主体的な政策、施策立案能力、実行能力を発揮するうえで、総合的なビジョンとして極めて重要な位置を占めており、中心市街地の活性化のみならず、その波及効果は本市全体の活性化に連動するものである。

### 直面する主要課題

#### 商業等の課題

- ・ T M O 構想
- ・ 店舗・商品構成不足、後継者不足などから地域ニーズとの差が生じ、さらに若年層の域外流出、地区内の高齢化が進展している。
- ・ 5 k m 圏内の幹線道路沿道に第 1 種大規模小売店舗がオーバーストア状態であるとともに、地区内の競争力が低下している。
- ・ 産業と商業の連携がないことから地場産品を購入するところがない。

#### 市街地の整備・改善の課題

- ・ 市民のまちづくりに対する熱意の低下の抑制
- ・ 密集住宅地における権利関係の輻輳による合意形成の困難性
- ・ 幹線道路の周回性の確保
- ・ 臨海部から泉大津駅西地区への車両による直接交通の確保
- ・ 泉大津駅前通り線の未整備による中心部へのアプローチの困難性

### 今後の取組方策

以上の状況をふまえながら、今後の取組・事業の進め方として、財政再建期間中については、次のとおりとする。

- ・ ソフト施策を中心とした取組

- ・市民のまちづくりに対する意識のさらなる醸成
- ・民間活力の活用方策の検討
- ・今後の事業化に向けた各施策の熟度の向上
- ・事業手法の検討を通し、補助メニューや費用対効果の精査

以上のような観点から、庁内における取組、商業等の取組、市民まちづくり会議への取組、国・府への取組を図っていくこととする。

## 泉大津市地域新エネルギービジョン

### ビジョン実施の必要性

地球温暖化対策については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進を図ることとされており、地方公共団体の責務としては、次のようなものがあげられる。

- ・区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策の推進。
- ・自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講じるとともに、区域の事業者又は住民が温室ガスの抑制に関して行なう活動の促進を図るため、施策に関する情報の提供、その他の措置。（第4条関係）
- ・基本方針に即して、事務及び事業に関する、温室効果ガスの排出の抑制のための措置に関する計画の策定。（第8条関係）

本市においては、平成12年度、13年度において、泉大津市地域新エネルギービジョンを策定し、必要性に基づく、調査、分析、推計を行うとともに、費用負担、補助メニュー、新技術等を明らかにし、環境負荷の抑制・削減への関心を高め、導入への誘因を図れるよう取り組む必要がある。

### 今後の取組方策

本市の新エネルギービジョンは現在策定中であるが、想定される事業メニューを短・中・長期に整理し、財政再建期間については短期メニューとして極力新たな費用負担が生じないものを中心に実施することとする。

中・長期メニューについては、庁舎の省エネルギー化など費用効果が上がるタイミングを見て実施するものもあり、継続的に検討することとする。

具体的な短期メニューとしては次の項目が想定される。

#### 行政としての取組

- ・クリーンエネルギー自動車への転換計画
- ・エコオフィス運動の深化
- ・グリーン購入・グリーン調達
- ・環境教育
- ・省エネ共和国

#### 市民サイドの取組

- ・省エネ共和国
- ・環境家計簿（エネルギー家計簿）のモニター制度
- ・エネルギーコミュニティ（市民発電所）
- ・省エネ診断の促進

## 早期退職者の増加に伴う退職手当について

### 問題点・課題

退職手当の支給については、定年による場合を除き、その支給の額、支給の時期等について見定めることが困難である。

### 早期退職者の増加に伴う影響

- ・早期退職者については、当該年度の退職手当の増をきたすものの、各年度に計上している定年退職手当については減額されるとともに、前倒しされた定年までの間の人件費について削減を図ることができる。
- ・早期退職者の増加は、後年度の人件費の大幅な削減を見込むことができるものである。

### 今後の考え方及び対応方策

- ・勧奨退職制度については、財政効果が見込めることから、一部制度の見直しを図りながら継続していくものとする。
- ・早期退職者の増加については、単年度の財源不足が深刻化している状況下では、大阪府との協議を行うとともに、企業会計からの借入金などで、その対応を図ることとする。

## 今後検討を要する事項

- ・ 各種公共施設（館・公園・みち等）の管理・運営のあり方
- ・ ごみの減量化とごみ収集の有料化
- ・ 民間参画事業の支援のあり方
- ・ 学校教育施設のあり方
- ・ 各種減免制度の見直し

## 各種公共施設（館・公園・みち等）の管理・運営のあり方

市民との協働による効果的・効率的な施設の管理・運営の推進

各種公共施設の管理・運営については、各施設によって事情、形態に差異はあるものの、今般の厳しい財政状況のなかでは、従前にも増して効率的・効果的な管理・運営を行うことが求められており、市民の参加と協働が重要である。

これを前提に、地域住民や施設利用者の市民参加による自主運営など、一層開かれた施設の管理・運営のあり方を検討するとともに、深刻な財政危機の中で経費の削減を図るため、施設の管理・運営について見直しを図ることとする。

その対応策として、次のような事項について検討し、運営の効率化を図るものとする。

### 職員配置のあり方

- ・ 正職員の適正配置
- ・ 嘱託化や臨時職員による対応の可能性

### 市民の参加と協働による公共施設（館・公園・みち等）の管理・運営

- ・ 地元自治会や地域住民による自主管理・運営の可能性
- ・ 施設利用者等による自主管理・運営の可能性

### 各種委託内容の見直し

- ・ 清掃委託について、職員や施設利用者による実施の可能性
- ・ その他の委託について見直し、削減できるものの可能性

## ごみの減量化とごみ収集の有料化

地球規模で環境保全への対応が求められ、環境保全への対応が大きな課題となっている。市民全体がこのことに貢献するためにはごみの減量化を図ることである。ごみの減量化については、今まで分別収集や半透明袋の採用などの取組を進めているが、なお、増加する傾向にあり、今後も増え続けるものと予想する。

従って、抜本的なごみ減量化方策を定めなければ、今後、環境保全と処理経費等が重大な課題となる。このため、両面にわたって大きな相乗効果が期待できるごみ収集の有料化について、実施へのプロセスを含め早期に検討する。

## 民間参画事業の支援のあり方

福祉施策等において、民間の事業参入等が種々展開されてきた。本市においても種々の事業が展開されているところである。こうした事業について、事業の立ち上がり支援を行うとともに、後年の事業実施過程においても支援を行っている。

この民間支援については、事業実施の意思決定段階で種々の協議を行い、公共と民間の役割を定め対処し、確認されながら事業が進んでいるところであるが、既存の事業を含め、民間参画型の事業支援のあり方について慎重に検討するものとする。



## 学校教育施設のあり方

学校教育施設については、社会情勢や学校教育を取り巻く諸情勢を踏まえ、多面的・多角的な調査研究を行い、学校教育施設全般にわたり、そのあり方について検討を行う。

## 各種減免制度の見直し

受益と負担の公平性の確保により、市有地の使用など各種の減免制度について見直しを図る。

## VIII 今後の財政運営について

今後の財政運営は、本計画の歳入見込額を歳出限度額と定め、各種施策の優先順位に基づき、効果的に実施することにより合理的な財政運営を図る。

本計画における歳入歳出の各項目の増減率は、基本的には過去3年間の平均値や地方財政計画等を参考としたが、大幅な制度改正や特殊要因により、一時的な増減が大きい場合は、過去の平常な状態における推移を前提に推計した。なお、今後予想される制度改正については、現時点で改正等が確定しているものはその変更条件を考慮し、不確定なものは現行制度で推計した。

今後、国の制度改正等が確実に予測される場合は、国の動向を的確に把握し、本計画の歳入歳出見込みにおいて付した算定条件の見直しを行う。

また、毎年度の決算額が確定した時点で、各事務事業の見込額の検証を行い、決算額が収支見通しと著しく異なるときは、その原因を徹底分析し、以後の推計方法に反映するものとする。

### ○ 財政見通しの期間

本計画における収支見通しの期間は、平成13年度から平成17年度の5ヵ年計画であるが、平成14年度以降は、見通しの最終年度を1ヵ年延長し、常に5ヵ年の収支見通しを策定する。

年 度	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
計 画	財 政 再 建 計 画						
見 通 し	財政収支見通し (H13~H17年)						
		財政収支見通し (H14~H18年)					
			財政収支見通し (H15~H19年)				

### ○ 収支見通しの検証

毎年度の決算確定後、見込額の検証を行い、収支見通しと著しく異なる場合は、推計条件等を見直し、以後の収支見通しの修正を行う。

### ○ 市民への情報提供

市民の方々には決算状況、収支見通し等の財政運営の状況を広報紙、ホームページ等を通じ公表して行く。

## 歳入・歳出の見込みについて

### 1. 歳入

#### (1) 市税

##### [推計条件]

- 過去3ヵ年の決算状況に月例経済報告等を参考に推計した。
- 平成14年まで個人所得、企業収益の減収傾向が続き、平成15年以降は上昇傾向と見込んだ。
- 税制改正等がないものとした。

#### ① 個人市民税

個人市民税は、調定状況から見ると個人所得が依然として落ち込んでいる状況にあり、10月の月例経済報告の雇用情勢によれば、「依然として厳しく、完全失業率がこれまでの最高水準で推移し、求人や残業時間も弱含んでいる。」としている。今後も給与所得の伸びが期待できないことや、給与以外の所得では個人営業所得の減も引き続き予想される。

また、分離長期譲渡所得においても路線価の下落などにより、過去3年の約30%程度となっており、このような傾向が今後も続くものとし、平成15年度を最低額とするが、国が最優先課題として取り組んでいる構造改革の成果を期待し、平成17年度には、平成13年度比98.8%まで回復するものとした。

#### ② 法人市民税

法人市民税は、企業収益も頭打ちから電気機械を中心に製造業では減少となっており、依然として厳しい状況で、設備投資、住宅建設等の減少が考えられ、急激な景気回復が考えられないため、平成15年度を最低額とするが、個人市民税と同様に平成17年度には、平成13年比の94.7%まで回復するものとした。

#### ③ 固定資産税

平成14年度は、土地は時点修正による評価額の修正並びに非住宅用地の税負担の調整措置による負担水準の上限が引き下げられるため減とした。また、平成15年度は地価の下落傾向が続くと考え減収とした。平成16年度以降については、引き続き土地の下落傾向はあるものの新增築等を考慮し、増収となるものとした。

④ その他

滞納繰越分の収納については、ここ数年来の不況により減収傾向にあったが、平成13年度において、大阪府徴収専任スタッフの支援を受け、徴収強化策を講じたことにより、0.6ポイントアップし、13.9%の収納率を見込める状況である。平成14年度以降からも、より一層の徴収強化策を継続的に実施することにより、収納率の向上を見込んだ。

○ 市税総額と主な税目の推移（収入見込：滞納繰越分を含む。）

（単位：百万円）

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
市 税	11,791	11,639	11,507	11,567	11,707
増減率	▲0.7	▲1.3	▲1.1	0.5	1.2
個人市民税	3,030	2,970	2,918	2,952	2,994
増減率	▲3.7	▲2.0	▲1.8	1.2	1.4
法人市民税	798	757	731	734	756
増減率	0.3	▲5.1	▲3.4	0.4	3.0
固定資産税	5,896	5,856	5,838	5,866	5,929
増減率	0.3	▲0.7	▲0.3	0.5	1.1

## (2) 地方交付税

地方交付税は、地方公共団体の財源の不均衡を全国レベルで調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するため、国税5税の一定割合を基本としつつ、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積りに基づき算定されるものであるが、マクロベースで決定されることから、国政で決定される地方交付税総額（国予算額）により、大きく影響を受ける性格を有する財源である。

普通交付税は総額の94%相当額とされ、残額の6%相当額は特別交付税として、基準財政需要額で補足されなかった特別の財政需要額等により交付される。

$$\begin{aligned} \text{普通交付税} &= \frac{\text{基準財政需要額}}{\text{単位費用}} - \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{標準的な税込見込額}} \\ &\quad \times \text{測定単位（国勢調査人口等）} \times \text{算入率（75\%）} \\ &\quad \times \text{補正係数} \end{aligned}$$

### [推計条件]

- 地方交付税総額（国予算額）が前年度と同程度確保されるものとした。
- 平成15年度までの特別措置制度である臨時財政対策債については、平成16年度からは、その同額が基準財政需要額に振り替えられるものとした。
- 基準財政需要額の経常経費については、小中学校の児童数の増減等を見込むが単位費用は同額とした。また、公債費等では下水道事業債、減税・臨時財政対策債等の公債費元利償還の算入を見込み、児童扶養手当は市負担の25%を算入した。

### ① 基準財政収入額

基準財政収入額は、市税、地方消費税等の交付金、地方譲与税で算定される。

その主な推計基礎となる市税の内訳は、市民税、固定資産税、軽自動車税及び市たばこ税の滞納分を除いた調定額である。市民税については、前年度調定見込額を、その他の税は当該年度の調定見込額を基礎数値とする。

○ 基準財政収入額に算入される市税の推移（調定見込：滞納繰越分を除く。）

（単位：百万円）

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
市 税	10,719	10,549	10,429	10,378	10,449
増減率	▲1.1	▲1.6	▲1.1	▲0.5	0.7
個人市民税	⑫ 3,212	⑬ 3,094	⑭ 3,034	⑮ 2,981	⑯ 3,016
増減率	▲6.8	▲3.7	▲1.9	▲1.7	1.2
法人市民税	⑫ 794	⑬ 799	⑭ 760	⑮ 734	⑯ 737
増減率	12.3	0.6	▲4.9	▲3.4	0.4
固定資産税	6,067	6,023	6,005	6,034	6,067
増減率	▲0.3	▲0.7	▲0.3	0.5	0.5
そ の 他	646	633	630	629	629
増減率	1.3	▲2.0	▲0.5	▲0.2	0.0

（※○数字は、年度を示す。）

## ② 基準財政需要額

各年度の基準財政需要額は次の条件により推計した。

[平成14年度]

地方交付税配分額の一部は臨時財政対策債へのさらなる振り替え措置により減とし、測定単位である65歳以上人口、70歳以上人口及び都市計画区域人口の平成12年度国勢調査数値への置き換え、並びに児童扶養手当の市負担分の一部算入等により増とした。

[平成15年度]

病院元利償還金及び泉北環境焼却炉事業費補正の減が見込まれるが、児童扶養手当が通年の増とした。

[平成16年度・平成17年度]

公債費の増に加えて、臨時財政対策債相当額が普通交付税に振り替えられることとした。

### (3) 譲与税・交付金

[推計条件]

- 利子割交付金は、一時的な増加現象があったため、過去データにとらわれず、見込額を推計した。
- その他に譲与税、交付金については、伸び率を1～2%程度とした。

利子割交付金については、高利率の郵便貯金の一斉満期を迎えたことにより、平成12～13年度においては大幅な増となったが、平成14年度は前年比▲50%とし平成15年度以降は平成11年度と同水準とした。地方消費税交付金は、個人消費の不振を考慮し、平成14年度以降1%の伸び率とした。

### (4) 国庫支出金

[推計条件]

- 現行の補助制度により推計した。

児童扶養手当支給事務が地方分権により、大阪府より平成14年度に移管されることに伴い国庫負担金を見込む。その他の国庫支出金については、補助基準に基づき推計した。

### (5) 府支出金

[推計条件]

- 府財政再建プログラムの見直し事項のうち、確定分については考慮し、その他は現行基準に基づき推計した。
- 大阪府施設整備振興補助金は、対象事業がないため算入しない。

府財政再建プログラムに基づく医療費の府補助基準の見直しにより、平成16年度より補助率を1/2とした。また、病院振興補助金については、毎年20%削減で府財政再建プログラムどおり平成16年度に廃止した。



(6) 市 債

[推計条件]

- 市債発行利率は、2.0%とし、市債充当率は、現行制度とした。
- 臨時財政対策債の発行は、平成15年度で終了するものとした。

臨時財政対策債は平成13年度からの3年間の特別措置であり、平成13年度3億40百万円、平成14年度・平成15年度6億82百万円を見込み、平成16年度以降は普通交付税に振り替えた。

○主な市債発行額

(単位：百万円)

事業名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
連続立体交差事業	267	193	237	385	385
南海中央線整備事業	63	192	326	28	28
公社経営健全化	950	1,130	1,092	1,487	1,436
臨時財政対策債	340	682	682		

(7) その他

競艇事業収入は大きな景気回復が見込まれないところから見込まない。

## 2. 歳出

### (1) 人件費

[推計条件]

- 平成18年3月31日現在の職員数を528名とした。
- 定期昇給分は2%、人事院勧告分は0.5%と推計した。
- 退職者不補充による減額は退職者1人当たり12百万円を見込む。
- 退職補充を新規採用で対応した場合は、1人当たり7百万円を減額した。

職員数は、平成13年度退職者30名分については不補充とし、給与費の職員給与の削減については、職員団体と交渉が必要であるが、期末手当については、平成13年度は0.55ヶ月分の削減額を算入し、平成14年度以降については1.1ヶ月分の削減額を算入した。

時間外手当は、職員数の減、地方分権などの事務量の増加を考慮し、平成14年度以降2.5%の伸びとした。

### (2) 扶助費

[推計条件]

- 福祉見舞金、敬老金等の制度廃止分を算入した。
- 現在、制度改正が確実視されるのについては、その条件により推計し、その他は現行制度にて推計した。

身体障害者福祉費については、障害者医療費等の増があるものの、身体障害者福祉金の廃止により、平均伸び率を▲0.5%とし、知的障害者福祉費については、知的障害者福祉金の廃止等により、平均伸び率を▲1.9%とした。また、生活保護費は平均伸び率を4%とし、老人福祉費については敬老金の廃止、老人医療費等助成事業費の減により、▲10.7%とした。児童福祉費については、乳幼児医療等助成事業費の減があるものの、児童手当、民間保育所措置費の増等により平均伸び率を9.4%とした。教育扶助費については、就学援助費の平均伸び率を9.5%とした。

### (3) 公債費

[推計条件]

- 償還期間は、現行制度に基づき推計した。
- 平成13年度以降発行分について借入利息2.0%と見込んだ。
- 基金運用に係る利子補填は、0.5%の利率で推計した。

基金運用に係る利率は、通常の運用によって生じる利子を補填するため、毎年度末に見直しを行う。

(4) 補助費等

[推計条件]

- 市立病院会計への繰出金については、救急医療分の減額を算定した。
- 泉北環境整備施設組合への負担金については、維持管理費等の節減による負担金の減を見込んだ。

市立病院への繰出金は、救急医療分の減額を算定し、その他の繰出し経費については伸びを3.0%とした。また、泉北環境整備施設組合の負担金は、ごみ焼却炉建替事業の負担金を見込み、施設管理経費については、経費節減額を見込んだ。

(5) 投資的事業費

[推計条件]

- 土地開発公社経営健全化のための用地買戻し事業を計上した。
- 新設小学校の延期に伴う戎、宇多小学校の改修費を見込んだ。

南海中央線街路事業は平成15年度までに事業抑制に向けた取り組みを行い、平成16年度からは極力抑制の事業費の見込みとした。また、その他の投資的事業についても、抜本的な見直しをした。

○主な投資的経費の推移

(単位：百万円)

事業名 / 年度	13	14	15	16	17
社会・児童福祉施設整備事業	126	10	10	10	10
住宅改造事業	17	23	23	23	23
道路・交通・水路整備事業	134	99	80	81	78
南海中央線等街路事業	680	436	464	114	114
南海本線連続立体交差事業	1,318	720	832	730	730
小中幼施設改修事業	130	120	204	451	120
公共用地取得事業	1,001	1,184	1,092	1,487	1,436
その他事業	77	38	48	61	31
合計	3,483	2,630	2,753	2,957	2,542
(うち、一般財源)	584	375	467	742	584

## (6) 繰出金

### [推計条件]

- 各特別会計への繰出金の見直しを行った。
- 下水道特別会計への繰出金は、一定の期間削減するものとした。

各特別会計への繰出金については、各事業計画や繰出基準等に基づき繰出しを行ってきたが、基準外繰出の見直しを行うとともに各特別会計内においても健全化に努め繰出金を抑制する。

なお、下水道特別会計への繰出金については、本計画期間内において、毎年5千万円の削減を行うが、一般財政の運営の安定化が図れた時期から、繰出金を増額するものとする。

## 3. 当面の財政運営について

再建計画で定められた平成13年度から平成17年度までの5ヵ年については、単年度の収支バランスを保つことを基本とする。実質収支不足の解消に向けては、公有地財産の活用等の臨時的な収入や今後のさらなる対応策による効果額を充てるものとする。

勸奨退職手当については、本年度の状況からみた場合、来年度以降もその対応が必要であるが、その人数、該当者等については予測がつき難いことから、随時対応するものとする。なお、財源確保については、今後も引き続き大阪府に要請を続けていくが、困難な場合については、緊急的な措置として他会計からの借入れ等により対応する。

### ○ 基金の活用

基金の活用については、平成13年度に3億98百万円、平成16年度に3億22百万円、平成17年度に1億85百万円を歳入として算入している。

中でも平成16年度以降に算入を予定している特定基金については、現時点では必要不可欠な財源であると考えるが、その活用については今後の財政状況を見極めつつ対応するものとする。

### ○ 大阪府市町村施設整備資金貸付金（府貸付金）の活用

府貸付金については、平成13年度から平成17年度において、総額11億70百万円を算入した。

# 泉大津市普通会計収支見通し

(単位:百万円)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
市税	11,791	11,639	11,507	11,567	11,707
個人市民税	3,030	2,970	2,918	2,952	2,994
法人市民税	798	757	731	734	756
固定資産税	5,896	5,856	5,838	5,866	5,929
都市計画税	1,257	1,251	1,211	1,200	1,205
その他	810	805	809	815	823
地方交付税	3,506	3,588	3,763	4,589	4,529
譲与税・交付金	1,822	1,655	1,607	1,628	1,650
国庫支出金	2,358	2,419	2,605	2,736	2,779
府支出金	1,958	1,332	1,433	941	934
連立受託金	969	430	470	0	0
市債	2,171	2,550	2,757	2,437	2,239
その他	2,203	833	854	1,193	1,061
歳入合計	25,809	24,016	24,526	25,091	24,899
人件費	6,960	6,052	6,188	6,032	5,927
退職手当	888	406	519	379	266
扶助費	3,894	3,908	4,208	4,329	4,487
公債費	2,771	2,855	2,979	2,917	2,827
物件費	2,328	2,308	2,265	2,323	2,312
維持補修費	100	100	100	100	100
補助費等	2,701	2,545	2,496	2,745	2,732
病院会計繰出	742	671	643	715	723
泉北環境組合負担金	1,210	1,235	1,261	1,448	1,434
投資的事業費	3,694	2,630	2,753	2,957	2,542
連立事業費	1,510	720	832	730	730
戎・宇多小改修事業費	0	100	100	100	100
繰出金	3,101	3,354	3,543	3,626	3,711
下水道会計繰出	1,669	1,722	1,819	1,861	1,912
再開発会計繰出	63	220	270	266	260
介護保険会計繰出	401	420	441	464	488
積立金・貸付金	876	68	87	96	98
歳出合計	26,425	23,820	24,619	25,125	24,736
単年度歳入歳出差引額	△ 616	196	△ 93	△ 34	163
実質収支不足額	△ 2,785	△ 2,589	△ 2,682	△ 2,716	△ 2,553
収支見通しの実質収支(8/30)	△ 2,703	△ 2,467	△ 2,846	△ 2,424	△ 2,346
対応額	368	1,340	2,243	1,472	1,550
保有地の処分					
基金等の活用	398			322	185
起債等の申請	200	220	250	250	250
対応措置額計	966	1,560	2,493	2,044	1,985
収支見通しの対応措置額計(8/30)	950	1,600	2,207	2,500	1,900
実質収支比率(%)	17.7	16.7	17.2	16.6	15.6

## 市有財産売却処分

現在、市が保有する市有財産を売却し、売却益を見込むものである。

この売却は、単年度収支のバランス調整に活用するものではなく、累積赤字の解消と特定目的基金を運用したものに活用するものとする。

なお、突発的な支出を伴うものや臨時的支出を伴うもので、後年度に財政効果が期待できるもの、例えば勸奨退職手当等に活用できるものとする。

### 第3次総合計画のあり方と財政再建計画との整合性

第3次総合計画においては、「ひとが主役のまちづくり」を基本理念に、「創造と安心を未来につなぐまち・泉大津」を都市の将来像として、だれもが安心して心豊かに住み、働き、学び、憩うことができる泉大津市の実現を目指すものである。しかしながら、本市の最重要課題となっている市財政の危機的状態に対処するため、この目標実現に向けては、基本構想の長期ビジョンを維持するなかで、財政再建計画との整合を図るため、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行いながら計画を進めるものである。

そして、事業を実施するにあたっては、計画の政策体系に基づいた事業、実施、評価の循環過程において、事業結果を目的から評価し、次の計画や事業実施に反映させるマネジメント方法である事業評価を含めた行政評価システムを導入することにより、事業の評価結果や新規事業の事前評価を行い、プライオリティに基づいた事業を財政との連動とによって実施するものである。

また、総合計画は10年間の長期計画であることから、今回の計画においては、前半5年間（平成13年度～17年度）を前期計画期間と位置づけ、主として第2次総合計画からの継続事業や新規ソフト施策に重点をおいた事業を財政再建計画に沿って計画し、後半の後期計画期間（平成18年度～22年度）においては、後期計画年次における財政状況を勘案しながら、前期計画事業にかかる事業評価等の総点検結果を踏まえた計画を作成し、基本構想の実現に向けた施策の展開を図るものである。

なお第3次総合計画を進めるにあたっては、実施計画と予算編成との連動はもとより、本計画のねらいの一つでもある「市民と行政のパートナーシップによるまちづくり」の観点から、行政評価システムの運用体制としては、内部評価だけでなく市民と行政による協働評価や行政改革推進委員会等の活用による第三者評価などの体制を検討する必要がある。

## XI 計画の実現に向けて

我が国は、未曾有の景気低迷のなかで、社会経済情勢は極めて厳しい状況にあり、戦後50年余り続いた社会経済システムを構造的に改革することが、国・地方を通じて大きな課題となっている。

このような状況は、市税収入の低下や地方交付税などの依存財源が多く占めるなかでは行財政運営にも大きく影響するものとなる。一方では、今後の経済情勢や構造改革の動向が極めて不透明で、経済成長は望めるものではない。

従って、この計画は予想し難い今後の変動等に確実・的確な方向づけと対応を図るとともに、単年度毎の財政動向等を見定めながら時点修正や見直し等を行いつつ推進するものとする。

### 1 計画推進システムの確立について

確固たる自主再建に向け、行政が使命と責任を果たしていくため、財政再建推進本部のもと推進システムと進行管理システムの確立を図る。

また、この計画の推進を図るため、事業目的と予算と執行、行政コストと効果等について測定、評価し施策事業の優先順位を定める行政評価システムの導入を図る。

### 2 実行へのプロセス

計画に掲げる事項の実施については、計画事項毎に具体的な実行へのプロセスと方策を掲げた実行行動計画を策定する。

### 3 市民の参加と協働について

厳しい財政状況のなかで、地方分権の時代に対応し財政再建を図るためには、市民の参加と協働が重要である。

行政改革推進委員会をはじめ、市民参加のあらゆる機会や会合等を通じて理解と協力を得るよう努めるとともに、市民と行政の役割分担の明確化を図り、協働体制が取れるよう説明と参加の機会を図るものとする。

### 4 行政サービスについて

財政状況が厳しいものであっても、市民に親切かつ丁寧で分かりやすい対応を図るとともに、迅速性・利便性に配慮した行政サービスの提供を図る。



## 5 民間の参加と協働について

深刻な財政危機のなかで、地方分権、社会的要請と市民の行政需要の高まり、また、時代の要請によるまちづくりなど、多様な行政課題がある。

これらに対応し財政再建を図るため、公共と民間の秩序ある連携を確保し調和を図りながら、それぞれの機能と役割を明確にしたうえで、民間（PFI、NPO、ボランティア等）の参加と協働を図る。

このような組織体制の立ち上げ、機会の提供や情報の集積など積極的に取り組み、単に行政経費の節減を試みるのではなく、その特性と機能が生かせるよう取り組むものとする。

## 6 国・府との連携の強化

財政の再建にあたっては確固たる自主再建であるが、このことを実現していくため、さらに国・府との連携の強化を図る。